

BTMU

中国月報

第74号 (2012年3月)



CONTENTS

■ 特集

- ◆ サービス産業での中国進出 - 1

■ 経済

- ◆ 中国経済の現状と見通し

■ 人民元レポート

- ◆ 日中首脳金融合意と上海国際金融センター化構想に見る中国当局の深謀

■ 連載

- ◆ 華南ビジネス最前線～技術先進型企業認定

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の税務

～『外商投資性公司に関する管理措置を更に改善することについての通達』が
外国投資者及び外商投資性公司に与える税務上の影響について

■ MUFG中国ビジネス・ネットワーク



目次

■特集

- ◆ サービス産業での中国進出ー1
三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 ……………1

■経済

- ◆ 中国経済の現状と見通し
三菱東京UFJ銀行 経済調査室 ……………6

■人民元レポート

- ◆ 日中首脳金融合意と上海国際金融センター化構想に見る中国当局の深謀
三菱東京UFJ銀行（中国）環球金融市場部 ……………10

■連載

- ◆ 華南ビジネス最前線～技術先進型企業認定
三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室 ……………18

■スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の税務
～『外商投資性公司に関する管理措置を更に改善することについての
通達』が外国投資者及び外商投資性公司に与える税務上の影響につ
いて
プライスウォーターハウスクーパース中国 ……………22

■MUF G中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集「サービス産業での中国進出-1」は、日本企業の関心が高い、乃至は有望と思われるサービス産業への進出に関する最近の状況や条件についてシリーズでご紹介し、第1回は環境エンジニアリング会社、省エネサービス会社、不動産仲介会社、在宅介護サービス会社を取り上げています。環境エンジニアリングは、従来その業務内容によって法律が異なる為、当局が認可を躊躇する傾向にありましたが、近年、北京市等では積極的な誘致姿勢に変わり、既に複数業務を兼営する企業が認可されており、「外商投資産業指導目録（2011年改定）」でも奨励類プロジェクトにされているとしています。省エネサービス会社は、中国政府が普及・発展を奨励しており、財政補助と租税優遇が適用されています。不動産仲介会社は、「外商投資産業指導目録」の制限類とされていますが、参入の余地がある地方では認可されるものがあるようで、実際に多くの地方で認可されているようです。在宅介護サービス会社は、「高齢者・障害者サービス」が「外商投資産業指導目録」の奨励類とされているものの、固定のサービス場所を有するという条件がこれまで設立の障害となっていました。政府が高齢者向けサービスの重点を在宅ケアサービスに置く中、昨年上海で中国初の独資在宅介護サービス会社が設立されたことを紹介しています。

経 済「中国経済の現状と見通し」は、2011年第4四半期の経済レビューと今後の見通しについて纏めています。2011年第4四半期の実質GDP成長率は、前年比8.9%と前期（同9.1%）から減速し、2年半振りの8%台となりました。輸出は欧州、NIEs向けの不振が目立ち、投資は金融引き締め政策の効果の浸透から年末にかけて急減速する一方、消費はインフレ緩和と家電販売振興策終了前の駆け込み需要から持ち直して転じています。今後については、2012年は政権交代の年に当たるものの、構造調整路線の堅持が見込まれる中、輸出については新興国向けの堅調や人民元上昇のペースダウン、政府の輸出拡大策等から安定成長を維持、投資は重点分野を中心に堅調に拡大、消費もインフレ緩和と所得拡大を背景に底堅く推移することが見込まれ、2012年の実質GDP成長率は2011年通年の9.2%から一段の低下は避けられないものの、8.8%と底堅い水準の維持が予想されるとしています。なお、リスクファクターについて、海外要因として、欧州債務問題によるグローバルな経済・金融危機の再来や米中貿易戦争、国内要因として、地価下落に伴う地方政府債務問題の深刻化に注意を要すると指摘しています。

人民元レポート「日中首脳金融合意と上海国際金融センター化構想に見る中国当局の深謀」は、昨年12月の日中首脳会談における両国間の金融取引促進に関する合意と、本年1月の中国政府による上海国際金融センター化に向けた対応方針の発表との関係性を考察し、日本の円の国際化の歴史とも照らし合わせつつ、人民元改革の行方について予見しています。今回の日中間の合意内容は、人民元の域外利用を促進するもので、人民元の国際化推進の一環と位置づけられるとし、また、日本の金融自由化が1960年代の貿易自由化から始まり、70年代の資本自由化、80年代の金融自由化を経て94年の金利の完全自由化に至った動きに照らして、中国のこれまでの人民元改革の動きは、貿易の自由化が先行し、資本・為替の自由化には慎重な一方、金融自由化には前向きな姿勢が窺えると指摘しています。これは、日本の金融自由化の歴史に対する評価や97年のアジア金融危機の教訓によるものと分析し、中国は国内金融市場が十分に発達した後に資本・為替の開放を進めれば、内外の資金移動が大きくなっても、金融政策の波及効果を通じてマクロ金融政策が機能すると見立てているとし、今後、人民元自由化の最終フェーズである金利・為替の自由化に向け、引き続き緩やかなペースながらも、着実にその歩みを進めるものと見ています。

連 載「華南ビジネス最前線～技術先進型企業認定」は、深圳市、広州市における技術先進企業支援策について考察しています。昨今、中国政府と主要都市が、ITビジネスに関するアウトソーシング事業をはじめとした技術先進企業の育成を支援するとともに数々の優遇措置を講じる中、広東省でサービスアウトソーシングビジネスのモデル都市に選定されている深圳市と広州市は、認定した技術先進型サービス企業に対し、中央政府による優遇策と併せて、税収、人材育成、労働勤務制度等について、それぞれ優遇策を制定しています。「生産拠点」から「消費マーケット」への産業転換期を迎えつつある中国は、地理的に香港との融合が容易な華南地域を経済・産業転換の新たな実験場と捉えており、こうした技術先進企業支援策も、深圳市および広州市の競争優位性を高めると共にサービス産業の一層の発展に寄与するものと見ており、さらには、きめ細かなサービスを得意とする日系企業にとって、これらの優遇策を活用することによって中国内外へのビジネス展開が期待できるとしています。

スペシャリストの目

税務会計「中国の税務」は、日系企業から受ける税務に関する質問のうち実用的なテーマを取り上げ、Q&A形式で解説しています。今回は、「外商投資性会社が稼得した合法的な人民元所得を以って再投資を行う際、事前に当該国内所得を外商投資性会社の登録資本金に組み入れなければならない」とした『外商投資性会社の再投資に関する验资確認関連問題の操作指針に関する通知』（匯資函[2011]7号/7号通達）における税務上の不利な影響を是正した、商務部と国家外貨管理局との共同の通達『外商投資性公司に関する管理措置を更に改善することについての通達』（商資函[2011]1078号/1078号通達）を取り上げ、1078号通達が外国投資者と外商投資性会社に与える税務上の影響を分析し、紹介しています。



サービス産業での中国進出ー1

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
国際事業本部海外アドバイザー事業部
顧問 池上隆介

2011年の中国への海外からの直接投資は、商務部の発表によれば、実行金額で過去最高を記録したが、産業別ではサービス産業への投資が初めて製造業への投資を上回ったという（注1）。

日本企業の対中投資も、近年はサービス産業が増えているが、卸・小売、運輸、IT・ソフトウェア、コンサルティングなど一部の業種にとどまっており、依然として製造業が中心である。サービス産業への投資が大きく増えない理由は、多くの企業が製造業に比べて認可条件が厳しい、事業に対する規制が複雑で不透明、あるいは人脈がないと難しいといった認識を持っているためではないかと思われる。確かにそうした面はあるだろうが、近年、中国政府のサービス産業への外資受入姿勢は積極的になっており、また法規制も緩和されつつあり、大いに投資の実行可能性があるように感じる。

そこで今回から、日本企業の関心が高い、ないしは有望と思われるサービス産業のいくつかの業種・分野での進出について、最近の状況や条件を紹介していくことにしたい。第1回は、環境エンジニアリング会社、省エネサービス会社、不動産仲介会社、在宅介護サービス会社を取りあげる。

環境エンジニアリング会社

中国政府が環境保護を経済運営の重点に位置付け、環境関連の投資を拡大し、企業への環境規制を厳格化している中で、環境分野への進出を指向する企業が増えている。その1つが環境汚染防止エンジニアリングだが、既存の進出企業で、コンサルティングから設計、機器の調達・販売、施工、技術サービスまでをトータルに手がける企業は少ない。

その理由は、外資が環境エンジニアリングの現地法人を設立する場合、業務内容によって適用される法令が異なっているためと思われる。コンサルティングと技術サービスについては個別の法令はないが、設計については「外商投資建設工事設計企業管理規定」（注2）、施工については「外商投資建築業企業管理規定」（注3）が適用される。また、機器の調達・販売を行うのであれば、「外商投資商業領域管理弁法」（注4）が適用となる。これらの法令は、いずれも専門企業を想定しており、認可条件や手続きが異なっている。そのため、こうした複数の業務を兼営する現地法人の設立に対して、設立認可に関係する商務部門や建設部門が認可を躊躇し、一部の業務に限定して認可してきた。

しかし、近年、北京市や上海市などでは、外資の環境エンジニアリング会社を積極的に誘致する姿勢に変わっており、既に上記の全ての業務を兼営する企業が認可されている。環境エンジニアリングは、2012年1月30日付で施行された「外商投資産業指導目録（2011年改訂）」でも奨励類プロジェクトとされており（注5）、今後は他の地方でも認可される可能性が高い。

ただし、上記の業務のうち、設計と施工を行う場合は、別に業務資格を取得しなければならない。その要件は関係法令に定められているが、外商投資企業が設立当初から実現することが難しいものも含まれている。環境分野の施工資格は、「環境保護工事専門請負企業資質」が該当するが、これには1級から3級まで等級毎に技術者・専門職の人数や保有する職業資格、また請負が可能な工事の規模が定められている（注6）。また、環境分野の設計資格は、「環境工程設計専項資質」が該当し、これには甲級と乙級があるが、同様にそれぞれの技術者の人数や職業資格、業務範囲が定められている（注7）。外商投資企業の場合は、当初は最低の等級（施工は3級、設計は乙級）を取得することとされているが、それでも条件は厳しい。

ただ、これらの資格を取得する期限については、制限が設けられていない。会社設立時の営業許可証には、「設計」、「施工」と記載され、但し書きで「行政許可に係る場合は許可証により経営を行う」という文言が付記される。従って、当初はコンサルティングや機器の販売などの業務を先行させ、条件が整った時点で設計・施工の資格を取得し、業務を行うことが可能である。

省エネサービス会社

環境保護と並んで中国の経済政策の重点とされているのが、省エネルギーである。ここでは、中国政府が普及・発展を奨励している省エネサービス会社（中国語は「節能服务公司」）を紹介したい。

そのビジネスモデルは、日本や欧米の ESCO（Energy Service Company）事業である。中国では「契約型エネルギー管理」（中国語は「合同能源管理」）と言っているが、省エネ事業者とエネルギー使用者が省エネパフォーマンス契約を結び、省エネ事業者が省エネに関する技術・設備・サービスを提供し、その費用を省エネで得た利益（エネルギー費用の削減分）で回収するものである（注8）。

「契約型エネルギー管理」は、1997年に初めて中国に導入されて以来、急速に発展している。報道によれば、2011年末の省エネサービス会社の数は国家発展改革委員会に届出をしているものが1719社、うち「契約型エネルギー管理」を実施している会社は1472社とのことである。また、省エネサービス産業の総生産額は、2006年の82億元から2011年には1250億元（約1兆6千億円）に達しているという。

こうした急成長の背景には、政府の奨励策がある。2008年の改正「省エネルギー法」で、「契約型エネルギー管理」を含む企業の省エネ措置に対して財政・租税などの面で優遇を与えることが明記され（注9）、その後、2010年から財政補助が実施され、2011年からは税の優遇が実施されている。

財政補助は、中央財政と省級財政から交付するもので、補助金額はエネルギー削減量が標準炭換算でトン当たり300元以上とされている。その対象は、①工業、建設、交通等の分野及び公共機関の「契約型エネルギー管理」方式で実施する省エネ改造プロジェクトであること、②省エネサービス会社の投資額が70%以上で、省エネで得た利益の共有を契約で定めていること、③単一プロジェクトの年間省エネ量が標準炭換算で100トン以上（工業プロジェクトは500トン以上）、1万トン未満であること、④省エネサービス会社の登録資本が500万元以上であること、などと定められている（注10）。

税の優遇については、次のとおりである（注11）。

- ①省エネサービス会社が契約エネルギー管理プロジェクトで取得した収入に対して暫定的に営業税を免除し、「契約型エネルギー管理」プロジェクトで形成した資産を顧客に無償で譲渡した場合は暫定的に増値税を免除する。
- ②省エネサービス会社の所得に対して、企業所得税の3免3半減（12.5%）を適用する。
- ③顧客が省エネサービス会社に支払った合理的支出に対して、所得控除を適用する。
- ④省エネサービス会社が契約終了後に「契約型エネルギー管理」プロジェクトで形成した資産を顧客に譲渡した場合、収入とみなさず、顧客は償却済み資産として処理することを認める。

ただし、対象となる省エネサービス会社の条件は、①登録資本100万元以上の専門企業であること、②技術的条件及び契約内容が「契約エネルギー管理技術通則」（GB/T2491-2010）に適合していること、③契約プロジェクトが「環境保護・省エネ・節水プロジェクト企業所得税優遇目録」記載のプロジェクトと条件に合致していること、④投資額が「契約型エネルギー管理」プロジェクトの投資総額の70%以上であること、などとされている。

財政補助も税の優遇も、条件の1つに「契約型エネルギー管理」で省エネサービス会社が投資する金額が全体の70%以上とされている。省エネ改修にかかる投資はかなりの金額に上り、しかも投資の回収は省エネ効果が上がった後で、日本では5～20年かかるとされている。その投資額を省エネサービス会社の資本金で賄うには無理があり、借入についても国外からの外貨借入は一般の外商投資企業と同じく「投注差」（総投資額から登録資本を引いた金額）が上限とされている。従って、事業展開に際しては、日本と同様にファイナンスリソースを活用することが現実的と思われる。

不動産仲介会社

最近、外国人駐在者や中国人の富裕層をターゲットに、不動産仲介業への進出ないし事業の拡大を指向する企業が増えているようである。

不動産仲介（中国語は「房地產經紀」）は、「外商投資産業指導目録（2011年改訂）」では前の目録（2007年改訂）に続いて制限類プロジェクトとされている。制限類プロジェクトは、文字通り外資を制限するものだが、これには①中国政府が認可数を厳しく制限しているもの、②個別の規定の条件を満たせば認可するもの、③参入の余地がある地方では認可されるものがある。不動産仲介は、このうち③に当たるようで、実際に多くの地方で認可されている。

不動産仲介での外商投資企業の設立に関する規定はなく、出資者要件、出資形態、登録資本、経営期間などの制限はない。ただ、不動産仲介業に関する個別の規定があり、不動産仲介会社を経営するには、不動産ブローカー（中国語では「房地產經紀人」と「房地產經紀人協理」）という資格を持つ者を採用することが条件とされている（注12）。

不動産ブローカーは、試験に合格して資格証書を取得し、登録を経て不動産仲介会社（「不動産ブローカー機構」）での就業が可能とされる。

不動産ブローカーのうち「房地產經紀人」は、国务院の人力資源・社会保障部と住宅・都市農村建設部が毎年1回、共同で実施する全国統一試験を受け、合格すると「中華人民共和国房地產經紀人執業資格証書」が交付される。この証書を取得すれば、全国の不動産ブローカー機構で、契約締結や取引執行などの主要業務を行うことができるが、住宅・都市農村建設部またはその授権機関に登録して「房地產經紀人注冊証」を取得することが条件とされる。

一方、「房地產經紀人協理」は、省・自治区・直轄市の不動産管理部門が実施する試験を受け、合格すると「中華人民共和国房地產經紀人協理従業資格証書」が交付され、所在地の省級不動産管理部門またはその授権機関に登録した上で、省・自治区・直轄市内の不動産ブローカー機構で「房地產經紀人」の事務を補佐することができるとされている。

「房地產經紀人」の受験資格は厳しく、「房地產經紀人協理」の資格取得を前提に、学歴と就業歴に応じて、大専卒（日本の短大に相当）は就業経験満6年、うち不動産ブローカー業務経験満3年、大卒は同じく4年と2年、修士学位取得者は同じく2年と1年などとされている（注13）。ただ、「房地產經紀人協理」の受験資格は緩やかで、例えば上海市では、満18才以上で、上海市に定住戸籍があり、高校以上の教育程度がある者とされている。しかも、「房地產經紀人協理」の試験に合格すると、同時に「上海市房地產執業經紀人資格（專業科目）考試成績合格証」が交付され、「房地產經紀人協理」の資格でありながら、上海市内では「房地產經紀人」と同等の業務を行うことが許可される。

これらの不動産ブローカーの採用は、全国的な不動産開発ブームに伴って内資・外資の不動産仲介会社が多数設立されたことから、難しい状況が続いているが、最近は不動産開発に対する政府の抑制策や金融引き締め策によって不動産市況が軟化しており、やや状況が改善しているようである。

なお、不動産ブローカーの採用人数について、中央の法令では「十分な数」という規定にとどまっているが、地方の法令で具体的な数が規定されている。例えば、上海市では5名以上とされている（注14）。

在宅介護サービス会社

社会福祉サービス分野での外資の進出は、1999年に関係法令が制定され、合弁・合作形態で「社会福利機構」を設立することが許可されている（注15）。その後、社会福祉分野への投資は奨励とされ、「外商投資産業指導目録」でも2002年改訂版から「高齢者・障害者サービス」が奨励類プロジェクトに指定され、2007年改訂版以降は「高齢者、障害者及び児童サービス機構」が奨励類プロジェクトとされている。

日本企業でも、以前からこの分野（特に高齢者向けケアサービス）に関心を持つ企業が少なくない。

しかしながら、実際に進出している例は数社にとどまっているようである。その理由は、上記の法令で「社会福利機構」の設立条件の1つに、「固定のサービス場所、必要な生活施設及び室外活動の場所があること」と規定されていることがあげられる。施設や場所の保有が条件となると、老人ホームや高齢者向けアパートといった建物を確保しなければならない。ところが、マーケットとして有望な大都市では不動産価格が高騰しており、収益見通しが立ちにくい状況にある。

一方、高齢者向けケアサービスの事業化を検討した場合、ケアを必要としている高齢者はほとんどが自宅で居住していることから、不動産を保有せずに派遣方式でサービスを提供する在宅ケアサービスの方が現実的である。中国政府も、高齢者向けサービスの重点を在宅ケアサービス（中国語は「居家護理服務」、「居家養老服務」など）に置いている（注16）。

こうした中、昨年12月に上海で中国初の独資在宅介護サービス会社が設立された。出資者は、スウェーデンの紙おむつなど衛生用品の大手メーカーであるSCA社とシンガポールで医療看護サービスを手がける中国医療保健社がシンガポールに設立した合弁企業である。営業許可証に記載される経営範囲には、「在宅健康介護サービス（診療サービスを除く）、健康管理コンサルティング、企業管理コンサルティング」とある。報道によれば、介護は中国の看護学校を卒業し、上海の病院で3年以上の臨床看護経験を持つ看護師が当たるといふ。

中国初の独資在宅介護サービスが認可されたのは、上海市の関係部門の柔軟な対応によると思われる。報道では、上海市閘北区の関係部門がシンガポールの出資者から接触を受け、その業務内容を仔細に検討した結果、医療と直接の関係がない、提供する健康管理サービスの技術的レベルが高い、在宅サービスが高齢化社会のニーズに合致するという認識を持ったことから、上海市商務委員会、発展改革委員会、民生局、衛生局、工商局などに合同審査を要請したという。そして、最終的に40ページ以上のフィージビリティスタディ報告書が認可されて設立に至ったとのことである。

一方、出資者側の上海市関係部門への説明や交渉における態度も、認可に至った重要な要素に違いない。関係部門に有益なサービスであることが理解されたことが、認可取得のポイントと思われる。

ただ、実際に在宅介護サービス業務を行う上では、中国人の家庭に入っていくことから、顧客との間の誤解やトラブルに遭遇し、あるいは関係部門による規定によらない規制を受けることも予想される。こうした事態を回避するには、関係部門と個別の話し合いを通じて相互に理解を深め、顧客とのトラブルに際してはその支援を受けられる関係を築くことが重要だろう。

<中国初の在宅介護サービス会社の概要>

名称：宜康愛生雅（上海）健康管理有限公司
設立日：2011年12月7日
出資者：ECON SCA PTE. LTD.（独資）
登録資本：1050万人民元（総投資額1500万人民元）
経営範囲：在宅健康介護サービス（診療サービスを除く）、健康管理コンサルティング、企業管理コンサルティング
経営期間：30年
登記住所：上海市閘北区江場三炉26、28号426室

(注1) 商務部が2012年1月18日の記者会見で発表したもの。それによれば、2011年の外資受入額（実行ベース）は1160.11億米ドル（9.72%増）で、うちサービス業は552.43億米ドル（対前年比20.54%増、シェア47.62%）、製造業は521.01億米ドル（同5.06%増、44.91%）、農・林・水産・牧畜業は20.09億米ドル（同5.07%増、1.73%）とされている。

(注2) 「外商投資建設工事設計企業管理規定」（建設部・対外貿易経済合作部令第114号、2002年12月1日施行）。

(注3) 「外商投資建築業企業管理規定」（建設部・対外貿易経済合作部令第113号、2002年12月1日施行）。

(注4) 「外商投資商業領域管理弁法」（商務部令2004年第8号、2004年6月1日施行）。

- (注5) 環境エンジニアリングは「8.科学研究、技術サービス及び地質探査業」の「9.環境汚染防止及びモニタリング技術」に当たる。
- (注6) 施工資格については、「建築業企業資質等級基準」(建建[2001]82号、2001年7月1日)に規定されている。「環境保護工事専門請負企業資質」3級の条件は、以下のとおり。
1. 直近5年以内に5万キロワット以上の火力発電所の排煙脱硫工事または次の6項目のうち4項目以上の工事の施工を行い、合格していること。
 - ①100立米以上の家禽・家畜糞便メタンガス池工事。
 - ②200立米以上の嫌気性生物処理池工事。
 - ③一般の工業プロジェクトの騒音、有害気体、粉塵、汚水、工業廃棄物の総合処理工事。
 - ④10トン以上の工業・集中熱供給石炭ボイラーの排煙脱硫工事。
 - ⑤一級乙等級以上の病院の医療汚水処理工事。
 - ⑥1件300万元以上の環境保護工事。
 2. 企業のマネージャーは5年以上の工事管理業務経験があること、技術責任者は5年以上の施工技術管理業務経験があり、中級以上の専門職称を持っていること、財務責任者は初級以上の会計職称を持っていること。また、職称を持つ工事技術者が15名以上、うち中級以上の職称を持つ者が5名以上、関連の専門工事技術者が3名以上いること。3級以上のプロジェクトマネージャーが5名以上いること。
 3. 登録資本が100万元以上、純資産が120万元以上あること。
 4. 直近3年以内の最高の工事決算収入が300万元以上あること。
 5. 請負工事の範囲に適応する施工機械及び品質検査設備があること。
- なお、3級資質で請負が可能な工事の規模は、1件当たりの契約金額が登録資本の5倍以内で、かつ①300立米以下の家禽・家畜糞便メタンガス池工事、②20万キロワット以下の火力発電所の排煙脱硫工事及び20トン以下の工業・集中熱供給石炭ボイラーの排煙脱硫工事、③小型の工業プロジェクトの騒音、有害気体、粉塵、汚水、工業廃棄物の総合処理工事、④一級甲等級以下の病院の医療汚水処理工事とされている。
- (注7) 「工事設計資質標準」(建市[2007]86号、2007年3月29日施行)。
- (注8) ESCO事業の詳細については、一般社団法人ESCO推進協議会のHPをご参照。
<http://www.jaesco.or.jp/esco/>
- (注9) 「中華人民共和國省エネルギー法」(国家主席令第77号、2008年4月1日施行)。
- (注10) 「契約型エネルギー管理プロジェクト財政奨励資金管理暫定施行弁法」(財建[2010]249号、2010年6月3日施行)。
- (注11) 「省エネサービス産業発展促進増値税、営業税及び企業所得税政策問題に関する通知」(財税[2010]110号、2011年1月1日実施)。
- (注12) 「不動産ブローカー管理弁法」(住宅・都市農村建設部、国家發展改革委員会、人力資源・社会保障部令第8号、2011年4月1日施行)。
- (注13) 「不動産ブローカー職業資格制度暫定施行規定」(人発[2001]128号、2001年12月28日施行)。
- (注14) 「上海市不動産ブローカー管理暫定施行規定」(滬府発[1994]19号、1994年9月1日施行)。
- (注15) 「社会福利機構管理暫定施行弁法」(民政部令第19号、1999年12月30日施行)。
- (注16) 例えば、「中国老齡事業發展“12五”計画」(国発[2011]83号、2011年9月17日)では高齢者サービスの第1の重点が在宅ケアサービスとされている。

(執筆連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際事業本部 海外アドバイザー事業部

住所：東京都港区虎ノ門5-11-2

E-Mail：r-ikegami@murc.jp TEL：03-6733-3948



中国経済の現状と見通し

三菱東京UFJ銀行
経済調査室
調査役 萩原陽子

本レポートは、三菱東京UFJ銀行経済調査室作成の「アジア経済の見通し」の中国編を転載したものです。「アジア経済の見通し」はNIEs、ASEAN、インドについても記載しております。また、日本、米国、欧州、オーストラリア、原油に関しても見通しを作成しており、下記アドレスよりご参照頂けます。

<http://www.bk.mufg.jp/report/ecolook2012/index.htm>

1. 現状：2011年第4四半期の成長率は2年半振りに8%台へ低下

中国では景気減速が続いており、2011年第4四半期の実質GDP成長率は前年比8.9%と前期(同9.1%)から低下した。成長率が8%台となったのは2年半振りで、輸出には欧州の債務問題の拡大、内需には引き締め政策の浸透がともに下押し圧力となった。この結果、通年の成長率も前年の同10.4%から同9.2%へと低下した。

足元までの実績をより詳細にみていくと、輸出の伸びは2011年9月以降、漸減傾向にある。12月の前年比+13.4%に続き、2012年1月には同▲0.5%まで落ちこんだが、旧正月休暇が前年の2月から1月にずれたことによる稼働日数の相違を調整すれば、同+10.3%と推計されている。地域別にみると、欧州向けならびに輸出依存度が高いNIEs向けの悪化が目立つ一方、復興需要を背景とする日本向けに加え、ASEANを中心とする新興国向けは底堅く、米国向けも持ち直してきた。

投資は年末にかけて急減速した。10月の前年比+24.9%から11月には同+21.2%、さらに12月には同+18.3%まで伸びが低下し、ほぼ4年振りに20%を割り込んだ。2010年10月以降強化されてきた金融引き締め政策は2011年7月の利上げを最後に打ち止めとなったが、それまでに預金準備率が過去最高水準を8回も更新したことなどによる引き締め効果が浸透したものと考えられる。マネーサプライ(M2)は4月以降、通年目標(前年比+16%)を下回る水準で推移し、年末には同+13.6%となった。

こうしたなか、中小企業が銀行からの資金供給を受けられず、高利の民間金融に依存した結果の経営不振が大きな問題として浮上した。このため、10月には温家宝首相が国慶節の大型連休中という異例のタイミングで同問題の中心地を視察し、中小企業対策に本腰を入れるに至った。

一方、消費者物価上昇率は7月のピーク(同+6.5%)から11月以降、同+4%台に収まり、金融緩和の余地は広がってきた。当局は12月に市場予想よりも早く3年振りの預金準備率引き下げに踏み切り、さらに2012年2月に2度目の引き下げを行った(ともに引き下げ幅は0.5%)。

消費は持ち直しに転じている。インフレ緩和による消費意欲の改善に加え、家電販売振興策の期限切れを前にした駆け込み需要も窺われた。11月には農村向け購入補助策の先行実施地域(四川、山東、河南各省、および青島市)における期限切れに伴う駆け込み購買があり、翌12月にはその反動減があったものの、これを上回る勢いで、12月に期限切れとなる都市部の買い替え補助策に基づく駆け込み購買が現れた。

なお、自動車販売については2011年を通じ、大型販売振興策の期限切れの影響が払拭できず、通年で前年比+2.5%にとどまった。とはいえ、2009年(同+45.4%)、2010年(同+32.4%)と2年連続の大幅増加ペースから2011年には減少を危ぶむ声もあったこと、また、振興策の恩恵が小さかった中・大型乗用車については年後半に前年比二桁増に復していることなどを考えると、過度の悲観論には違和感を禁じ得ない。

2. 見通し：政権交代の年ながら、構造調整路線を堅持し、成長小幅減速

2012年は政権交代の年に当たる。大規模な党・政府人事異動に絡み、実績作りのために投資拡大意欲が発揮されると見込まれる。ただし、胡錦濤現政権が率いる中央政府は持続的成長に向けて構造調整路線を堅持するとみられ、リーマンショック後のように輸出悪化を補うほどの投資過熱が再来する可能性は低い。

詳細をみていくと、まず、輸出については減速とはいえ、安定成長を維持すると考えられる。欧州の景気低迷の悪影響は続くものの、これまで先進諸国との貿易摩擦などを踏まえて市場開拓に注力してきた新興国向けの堅調が底支え要因として寄与しよう。また、政府の所得拡大方針からも需給逼迫という側面からも賃金上昇は避けられないが、すでに2011年9月頃から、人民元の上昇はペースダウンしており、通貨上昇面からのコスト競争力低下は限定されつつある。加えて、政府は輸出企業向け融資対策を中心に輸出拡大策も検討している。

投資については、政府が構造調整路線を堅持しつつも、底割れを回避すべく、肌理細かく、多様な政策を投入するなかで堅調な拡大が見込まれる。

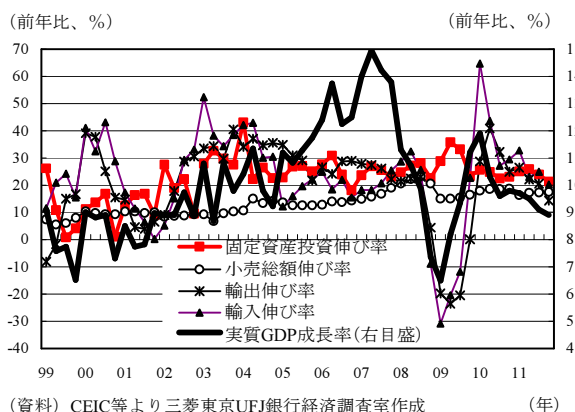
産業政策面では、昨年12月に開催された中央経済工作会議において、本年は、低所得層向け住宅、発展の遅れた地域、技術革新、省エネ・環境保護、戦略的新興産業(省エネ・環境保護、次世代IT、バイオ、先端機械設備、新エネルギー、新素材、新エネルギー車)など重点分野への投資が政策支援対象とされ、これらを中心に適度な投資規模を維持する方針が示された。また、同会議では、建設中の水利・鉄道・重大装置等のプロジェクトに対する資金確保を通じ、中断を回避するとし、とくに鉄道工事が全国的に中断されている事態の打開を図ろうとしている。中小企業については、2月の国务院常务会议において、150億元規模の中小企業基金創設、税費用の減免、融資拡大、技術支援、公共サービスの強化など対策が拡充された。

金融政策面では、依然として20.5%と高水準にある預金準備率の引き下げを中心に金融の引き締め過ぎを緩和する一方、リーマンショック前の水準より相当に低い金利については、景気悪化が深刻化しない限り、据え置く可能性が高い。また、金融当局は銀行に対し、産業政策面で支援対象となっている分野には貸出を傾斜配分するよう促している。

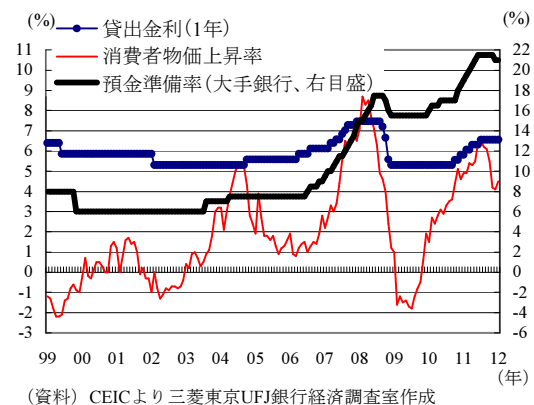
消費については、インフレ圧力が緩和するなか、所得の安定拡大を背景に底堅く推移しよう。政府は2月に第12次5カ年計画期(2011~2015年)の雇用促進計画を公表し、そのなかで、最低賃金の年平均13%以上の上昇、平均賃金の40%の水準への引き上げという目標を提示している。また、商務部の5カ年計画では年平均15%の消費拡大を目標に掲げ、家電販売振興策の経験を総括し、省エネ・リサイクルへのリンクも考慮に入れつつ、新たな消費振興策を模索している。自動車販売については、小型車減税などの振興策の期限切れによる下押し圧力は昨年で一巡しよう。都市部の世帯保有率は2割程度と普及率が低いこともあり、2012年には拡大ペースが再加速してくると予想される。

以上を総合すれば、2012年の実質GDP成長率は前年の前年比9.2%から一段の低下は避けられないものの、同8.8%と底堅い水準を維持するものと予想される。一方、消費者物価については、食料インフレの緩和に伴い、2011年通年の同+5.4%という高水準からは低下するものの、賃金の上昇による押し上げ圧力により同+3.7%程度の上昇が見込まれる。

図表1：中国の成長関連指標



図表2：中国の物価と金融情勢



3. リスクファクター

このように、中国は景気減速とはいえ、安定成長を維持するというのがメインシナリオであるが、内外にはこれを脅かすリスクファクターも少なからず存在する。

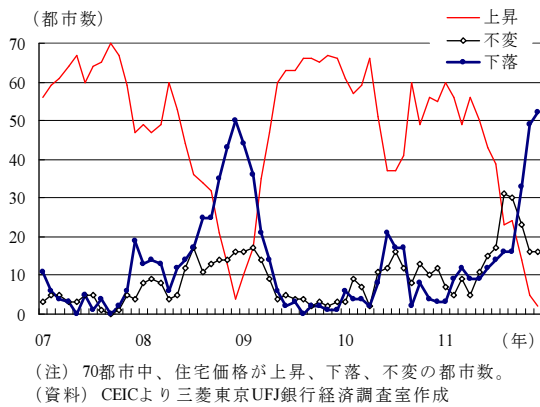
最も懸念すべきは、当然ながら、欧州の債務問題が再度グローバルな経済・金融危機を引き起こす場合であり、IMFは、中国でも、財政出動がなければ4%程度にまで成長率が低下する可能性を提示している。また、貿易黒字のGDP比は2007年の7.6%から2011年には2.1%と、貿易不均衡は急速に是正されているにもかかわらず、米国大統領選挙を睨んで、オバマ大統領が一般教書演説で不公正貿易国として中国を名指しするなど、チャイナバッシング激化の兆しをみせており、米中貿易戦争のリスクにも注意を要する。

一方、国内要因としては地価急落があろう。価格抑制策と金融引き締めがともに強化されるなかで10月頃から地価が下落に転じる都市の数は急増している。ただし、これまでのところ下げ幅は小さく、また、銀行業監督管理委員会・劉明康主席（当時）によれば、ストレステストの結果では不動産価格が50%下落しても、銀行への影響は限定的とのことである。確かに、現在の銀行の不良債権比率は0.9%と低水準にあり、危険ラインとされる5%に達するとすれば、住宅ローンが10%、不動産開発ローンが43%ともに不良債権化するという極端なケースを想定しなければならない。

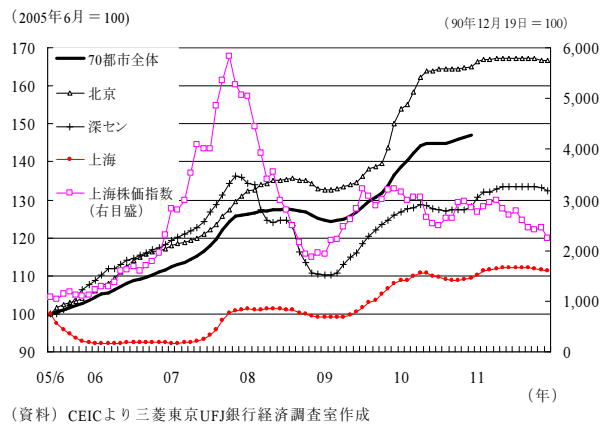
もっとも、グローバル危機後の積極財政に伴い急増した地方政府債務を考慮すれば事情は異なってくる。地方政府向けが貸出全体に占めるシェアは16%であるが、収益性の低いプロジェクトへの投下が少なくないといわれる。このため、返済原資として土地譲渡収入への依存が高まろうが、地価下落はこれを急減させる要因となる。また、不動産投資は投資全体の25%を占め、しかも他の産業にも波及するだけにその失速による経済成長への影響も軽視できない。

株価については過去4年間に渡る低迷においても実体経済への目立った悪影響は認められないが、不動産価格が下落した場合の実体経済へのインパクトはそれに比べれば相当に大きくなると予想される。経済成長と都市化進展に伴う実需の底堅さからすれば、購入規制緩和等の政策変更により暴落回避は可能と考えられる。しかし、政府がストレステストを踏まえ、大幅下落を容認した場合、政府の想定以上のマイナス効果が顕在化する可能性にも留意する必要がある。

図表3：住宅価格の騰落状況



図表4：中国の住宅価格と株価



図表5：アジア経済見通し総括表

名目GDP規模 2010年/10億ドル	実質GDP成長率 (%)			消費者物価上昇率 (%)			経常収支 (億ドル)			
	2010年	2011年	2012年	2010年	2011年	2012年	2010年	2011年	2012年	
中国	5,878	10.4	9.2	8.8	3.3	5.4	3.7	3,054	2,011	1,888
韓国	1,007	6.2	3.6	3.5	3.0	4.0	3.2	294	277	264
台湾	430	10.7	4.0	3.0	1.0	1.4	1.6	399	413	406
香港	225	7.0	5.0	2.8	2.4	5.3	4.3	139	116	122
シンガポール	223	14.8	4.9	2.2	2.8	5.2	3.4	555	570	530
NIEs	1,885	8.3	4.0	3.1	2.4	3.7	3.0	1,387	1,375	1,322
インドネシア	707	6.1	6.5	6.2	5.1	5.4	5.2	51	21	▲6
マレーシア	238	7.2	5.1	3.9	1.7	3.2	2.5	273	320	301
タイ	319	7.8	0.1	5.5	3.3	3.8	4.1	132	119	70
フィリピン	189	7.6	3.7	4.0	3.8	4.9	4.2	85	73	71
ASEAN4	1,452	6.9	4.5	5.4	4.0	4.6	4.4	541	532	436
インド	1,538	8.4	7.0	7.3	10.5	8.5	7.5	▲460	▲552	▲609
ベトナム	104	6.8	5.9	6.1	9.2	18.6	11.7	▲56	▲62	▲54
アジア11カ国・地域	10,857	9.3	7.3	7.1	4.3	5.6	4.3	4,466	3,305	2,983
		見込み	→見通し		見込み	→見通し		見込み	→見通し	

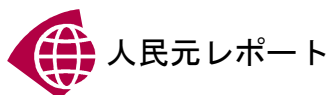
(注) インドは年度(4月~3月)ベース。

以上

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行 経済調査室

ホームページ(経済・産業レポートとマーケット情報) : http://www.bk.mufg.jp/rept_mkt/rsrch/index.htm



日中首脳金融合意と上海国際金融センター化構想に見る中国当局の深謀

三菱東京UFJ銀行（中国）
環球金融市場部 高田敏雄

2011年12月25日、日中首脳会談にて、両国の金融市場における相互協力を強化し、両国間の金融取引を促進することを目的とした5項目に亘る方針が合意された。本年2月中旬には、早速安住財務大臣以下日本の金融当局関係者が北京入りし、実務者会合が開催されている。また、2012年1月には、上海市と国家発展委員会が連名で上海国際金融センター化に向けた対応方針を発表し、2015年末を達成目途とする複数の数値目標が示された。これら2つの相次ぐ中国当局の動きには、どのような意図があるのだろうか。

本稿では、まずこれら2つの発表内容を、関係する金融統計データを踏まえながら狙いやインプリケーションを整理する。その上で、これまでの中国における金融市場の改革や対外開放の歴史を振り返りつつ、両者の関係性を考察する。最後に、日本における円の国際化の歴史と照らし合わせつつ、人民元改革の行方について予見してみたい。

1. 最近の人民元を巡る動向

(1) 日中首脳会談

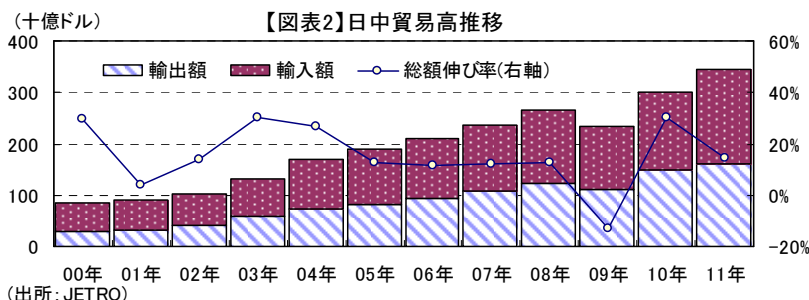
日中首脳は、昨年末に両国間の拡大する経済・金融関係を支えるため、両国の金融市場における相互協力を強化し、両国間の金融取引を促進することに合意した（図表1）。尚、これらの発展は、政府・中央銀行等当局がサポートしつつ、市場主導で進められる原則が示されている。

【図表1】日中の金融市場発展に向けた合意内容

- (1) 両国間のクロスボーダー取引における円・人民元の利用促進
- (2) 円・人民元間の直接交換市場の発展支援
- (3) 円建て・人民元建て債券市場の健全な発展支援
- (4) 海外市場での円建て・人民元建て金融サービスの民間部門による発展サポート
- (5) 上記分野の相互協力を促進するための「日中金融市場の発展のための合同作業部会」設置

項目(1)は、日中貿易の決済通貨を、米ドルではなく円乃至人民元を中心にすることを目指すものである。日本における貿易取引全体に占める円建て決済の割合は、輸出で40%前後、輸入で20%強に留まる。中国側では2009年の人民元送金解禁後、貿易取引を人民元建てで実施することを奨励しているものの、その比率は漸く全体の10%弱に達する程度であり、しかも人民元決済の過半は香港との間のものである。日中両国間に限れば、円建て比率は30%程度、人民元建て比率は1%に満たないものと推定される。図表2で示されるように、両国間の貿易取引は拡大の途を辿っており、貿易取引における決済通貨を円・人民元に切り替えることで、母国通貨の決済比率を高めることに繋がると考えられる。

項目(2)は、現状為替市場で円・人民元が交換される際に米ドルが介在している現状を打破し、円・人民元の直接交換市場を育成しようとするものである。実現すれば、取引執行コストの低減だけ



でなく、中国側がリーマンショックやギリシャ問題に接するたびに危機感を募らせてきた米ドル一極集中による決済リスクを低減させることに繋がろう。

項目(3)は、円・人民元の債券市場の発展に向けて両国が発展支援するというもので、2月19日に財務省から出されたプレスガイドラインでは、既に日本当局が中国国債投資のための申請書を提出したと公表された。両国金融当局がお互いに協力することで、双方の債券市場の発展を目指すことが狙いとされている。

以上のように、今回発表された項目は日中両国にとって其々お互いの狙いが合致したことから合意に至ったものと思われる。日本にとって中国は、既に貿易取り扱い額では圧倒的なシェアに達しており

(図表3)、金融面の円滑性を増すことは、経済活動の支えになることは間違いないと言えよう。

【図表3】2011年 日本の貿易相手国上位5カ国・地域 (単位:百万ドル)

輸出			輸入			総額		
	金額	シェア		金額	シェア		金額	シェア
総額	820,902	100%	総額	852,331	100%	総額	1,673,233	100%
中国	161,494	19.7%	中国	183,422	21.5%	中国	344,916	20.6%
米国	125,677	15.3%	米国	74,114	8.7%	米国	199,792	11.9%
韓国	65,856	8.0%	オーストラリア	56,381	6.6%	韓国	105,545	6.3%
台湾	50,693	6.2%	サウジアラビア	50,346	5.9%	オーストラリア	74,255	4.4%
香港	42,834	5.2%	UAE	42,760	5.0%	台湾	73,859	4.4%

(出所)JETRO

(2)上海国際金融センター設立計画

本年1月30日、国家発展改革委員会は上海市と連盟で「第12次5ヵ年計画期間中の上海国際金融センター建設計画」を公布した。上海国際金融センター化については既に2009年に国務院よりその構想が発表され、2020年までに中国の経済力と人民元の国際地位に相応しい力をつけることは示されていた。今回新たに2015年を達成目途とする具体数値が示されたこと、国家発展改革委員会という有力な政府当局が名を連ねたことから、今後中間目標の達成に向けて“本気”で改革が推進される可能性が高い。

具体的な公表事項の抜粋は右表(図表4)の通りだが、内容を見るとかなり野心的な項目が並んでいる。なかでも市場規模の各目標指数は、残り3年程度で達成するにはかなり難易度が高いと見られる。発表された計数に関する詳細な定義は明らかではないが、各種統計を参考にしながら現在の立ち位置の推計を試みたい。

金融市場取引総額だが、2010年の取引高は①コール・レポ等のマネーマーケット取引、②債券売買、③株式売買(含む株先)、④商品先物、が大部分を占めると推定される(図表5)。全体の取引高は、2009年、2010年共に前年比150%程度で成長を続けており、同じペースで成長が続くとすれば2013年に目標を達成することとなる。然しながら、茲許の爆発的な取引高の伸びは商品先物や株先の取引開始に依るところが大きく、コール取引や株式売買高を同ペースで増加させることは難しい。一方、債

【図表4】上海国際金融センター建設に向けた主要目標

(理念)

2015年	世界の人民元の商品開発、取引、決済の中心になる
2020年	中国の経済力と人民元の国際的地位に相応しい国際金融センターとなる

(2015年までの主要目標)

	指標	2010年	2015年
市場規模	金融市場取引総額 ※除く外為市場取引高	386.2兆元	1,000兆元前後
	債券保有残高	世界5位	世界3位
	デリバティブ取引量	N.A	世界5位
	金市場直物取引量	世界1位	世界1位
国際化	域外投資者規模	域外参入者少	域外参入者大幅増
	国際影響力	小さい	主要指数の影響力増大
サービス	直接金融規模	社会融資規模比16.7%	社会融資規模比22%前後
	資産管理規模	15兆元前後	30兆元前後
環境	金融業従事者	24.5万人	32万人前後

(出所)国家発展改革委員会発表資料

【図表5】上海市場金融取引高 (単位:兆元)

取引場	2008	2009	2010
1 上海証券交易所	27.2	44.2	39.8
株式	18.0	34.7	30.4
債券	2.6	4.0	7.5
その他	6.5	5.6	1.9
2 上海期貨(先物)交易所(※1)	28.9	73.8	123.5
3 中国金融期貨交易所(※2)	0.0	0.0	41.1
4 全国銀行間貨幣/債券市場	110.8	137.6	179.8
コール	15.0	19.4	27.9
レポ	58.1	70.3	87.6
債券売買	37.6	47.9	64.4
5 上海黄金交易所	0.9	1.1	2.2
合計	167.7	256.6	386.4

(※1)商品先物の取引高。銅やアルミ等の取引量大

(※2)株先の取引高。2010年より取引開始

(出所)上海金融中心、各取引所係数等から三菱東京UFJ銀行(中国)作成

券保有残高に関しては、統計データの
抛り所が判然としないが、日本と米国の
債券発行残高と比較すると大きな差
が確認される(図表6)。デリバティブ
取引量に関しても OTC 取引が中心で
あり統計データを集めることは難しい
が、3年に1度実施される BIS 統計を
見ると、ハードカレンシーである米ド
ルや円、ユーロと比べて人民元の取引
が極めて小さいことが確認される。

上海先物取引所では、2012年内に新
たに銀・原油の先物取引の上場を計画
中だと報じられており(2012年2月22
日付「上海証券報」)、既に2011年に導
入された鉛先物と同様に全体の取引高やデリバティブの出来高に寄与するものと思われる。然
しながら商品先物だけでは2015年の目標値達成に向けては不十分であることは明らかであり、
中国金融当局は、今後国債先物の導入や債券市場の裾野拡大に繋がる施策を同時に進め、金融
市場の更なる拡大に向けた対応を取ってくると思われる。

【図表6】中・日・米の債券市場発行規模比較

(単位)十億米ドル		2009年	2010年	2011年
中国	合計	2,578	2,967	3,141
	政府債券	844	980	1,086
	中央銀行手形	622	602	313
	金融債券	749	873	1,127
	企業債券	161	213	247
	その他	201	299	368
日本	合計	8,949	9,506	9,779
	公募公共債	8,052	8,603	8,891
	公募民間債	614	638	638
	金融債	194	172	152
	非居住者債	89	93	98
米国	合計	34,506	36,115	36,357
	Municipal	3,695	3,796	3,734
	Treasury	7,261	8,853	9,466
	Mortgage Rerated	8,507	8,516	8,537
	Corporate Debt	6,863	7,511	7,741
	Federal Agency Securities	2,728	2,539	2,359
	Money Market	3,127	2,867	2,663
	Asset Backed	2,327	2,034	1,858

(出所)China Bond、日本証券業協会、SIFMA

※米国の2011年は9月末時点、その他は12月末時点の残高

2. 人民元の国際化と金融市場の発展との関係

では、これら2つの相次ぐ施策表明は、中国当局のどのような意図を反映したものなのだろうか。これまでの対外開放や金融市場の発展系譜を踏まえつつ考察したい。

(1) 人民元建て送金自由化の動き

人民元が貿易取引の決済通貨として用いることが解禁されたのは、2009年7月である。当時の声明文や研究論文を見ると、人民元建て貿易決済の試行を開始した背景として、2008年9月のリーマンショック以降世界経済の急減速を受けて元高圧力が高まる中、中国の輸出企業の経営が逆風に晒されたことが直接的なきっかけとなったようだ。当初試行地区に選定されたのが広東地区や上海地区であり、取引相手が香港、マカオ地区と ASEAN 諸国に限定されたことは、それを裏付けるものであろう。要すれば、人民元建ての貿易決済が認められれば、資金往来面で第3国の影響を受けず、為替リスクを回避しながら中国と周辺国の安定した経済・貿易関係の構築に寄与すると考えられた。また、人民元を国際化することのメリットとして、①人民元の地域経済における発言権を高め、地政学上の影響力を高めること(米ドル主導の国際通貨体制の打破)、②域外での人民元の流通を高めることにより、中国企業の国内への米ドル持ち込みを減少させ、マクロコントロールをし易くすること(為替介入額の減少)、③中資系銀行の海外業務開拓の機会に繋がること(走出去の推進)、等も意識されたようである。

その後、徐々に対象地域が拡大され、現在では地域に関する制限は撤廃された。また、昨年10月には人民元建て出資や外債手続きが正式許可され、事前承認が必要ではあるものの取り扱いが可能となった。総じて言えば、中国当局は人民元が域外で用いられることを奨励しており、貿易決済に対する人民元の利用率に目標を課す省も多い。今後も利用促進に向け、規制面の緩和や柔軟化が進むものと予想される。今回の日中間で合意された内容も、人民元の域外での利用促進を促すものであり、これら国際化の動きを推し進める施策の一環であると位置づけられる。

(2) 資本・為替自由化の動き

送金の取扱領域が拡大される一方、域外機構との為替売買に関しては、①貨物貿易目的に限定、②相手方が3か月以内に利用する場合に限定、③本土銀行が域外金融機関と行う為替取引は当局から与えられたネットポジション枠内に抑制、④取引可能な為替取引はスポット以内の売買のみ、と言った具合に依然厳しい規制が課せられている。非貨物貿易目的で人民元を調達するには香港市場（CNH 市場）で手当てをすることが可能であるが、調達した資金を中国内に持ち込む際に厳しい実需チェックが課せられることで、内外遮断を図っている格好である。

但し、資本金や親子ローンのような資金を人民元建てで中国内に送金出来るようになったことで、少しずつ中国当局の金利・為替政策と不整合な事象も顕現化し始めている。例えば、域外金融機関が中国本土の企業に貸出を行う場合、金利水準は自由に設定出来る一方、中国本土の銀行が貸出を実施する場合には規制金利の適用が求められる。現行の市場金利を前提に計算すれば、オフショアで人民元転し、中国企業に貸出を行う際の金利は、中国内で適用される規制金利比で大幅に低い水準となる。当然、中国内の企業が域外から資金を調達する際には外債枠の制限があることや、オフショア市場で取引される人民元には限りがあることを踏まえれば、時間の経過と共に歪みは小さくなるのかもしれない。然しながら、少なからず中国内の為替政策や金利政策に影響を受けない人民元資金の移動が起こり始めていることは事実であろう。

クロスボーダー送金における人民元の利用率を高めるためには、貿易送金のみならず一定範囲の資本送金に対しても利用を認める必要があることは間違いない。一方、資本項目を容認すれば、金利や為替のメカニズムにも少なからず影響がある、ということも、過去の他国の歴史からも自明である。人民元建て貿易決済の拡大と共に、貿易の自由化と金利・為替の規制存置の両立は、益々舵取りが難しくなると予想する。

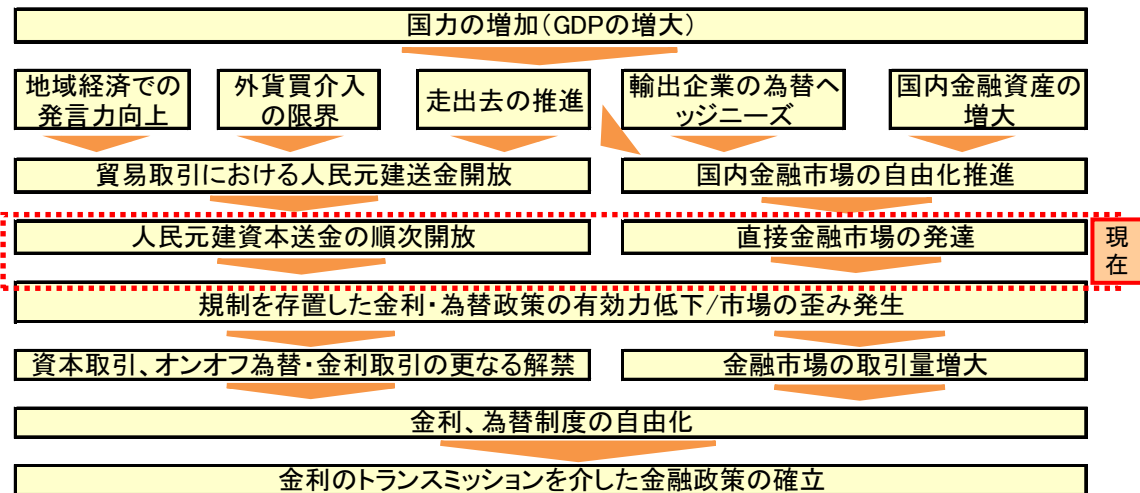
(3) 金融市場発展の狙い

また、中国内では、徐々にではあるが、従来の間接金融一辺倒であった企業の資金調達手段が、直接金融の発達とともに多様化しつつある。2011年にはCPやMTNでの資金調達は前年比20%の伸びを記録している。その場合、やはり中国の金融政策の中心に据えられる金融機関向けの窓口指導による経済効果は低減することとなる。即ち、貸出残高や対象業種を直接指導する金融政策による景気に対する影響度合いは、直接金融の勃興と共に削がれることとなろう。

人民元の国際化や直接金融の発達が更に進んだ場合でも金融政策を有効に機能させるためには、やはり金利や為替政策も自由化し、市場に価格決定機能を委ねるしか方法はないと思われる。但し、国内金融市場が未整備・未発達の段階でこれらの自由化を進めても、金融政策のトランスミッションが有効に機能せず、結局オフショアからの投機的な資金の流出入の影響を過大に受けることとなる。言い換えれば、厚い流動性を有する市場では価格発見機能、価格移転機能が有効に働くことから、自由化しても金融政策が有効に機能すると思われる。

当面、当局による窓口指導や預金・貸出の規制金利、為替水準のコントロールは続くことは間違いないものの、いずれ中国も他国同様に金融の自由化が進み、景気や物価の変化に応じてマネタリーベースの増減や政策金利の高低を通じて操作することとなろう。中国政府としてもこれらのメカニズムを十分認知していると思われ、だからこそ金融政策を有効に機能させるために不可欠な金融市場の取引高の増強を急いでいると思われる。つまり、金利のトランスミッションを高めるため、まずは金融市場のボリューム増強を狙い、上海国際金融センター化を推進しているものと考えられる。

【図表7】貿易自由化、資本自由化、金利自由化のイメージ図



三菱東京UFJ銀行(中国)作成

【図表8】中国国内金融商品の導入状況

区分	商品	解禁	概要	市場規模、金利水準等
預貸	預金	金利規制	【人民元金利】1999年: 保険会社からの5年以上、3千万元以上の金利自由化(協議預金の導入)、その後適用対象業態範囲拡大/2004年: 預金金利下限撤廃。各銀行は基準金利を上限に自由な水準で預金金利の設定 【外貨金利】2000年: USD3百万ドル以下の預金に対しては基準金利適用、USD3百万ドル相当額以上に対する制限なし	当座預金金利: 0.5% 1年物人民元定期預金金利: 3.5%
	貸出	金利規制	【人民元金利】2004年: 貸出上限撤廃、金利下限を基準金利の90%に設定 【外貨金利】2000年9月: 適用金利自由化	1年物人民元貸出金利: 6.1%
MM	コール市場	済	1996年: 金利自由化 2007年: SHIBOR提示開始 2007年: 信託・保険・リース等の参入許可により市場規模急拡大	1日平均出来高: 1,338億元(2011年、前年比+20%)
	レポ市場	済	1997年: 金利自由化	1日平均出来高: 3,978億元(2011年、前年比+13.5%)、翌日物取引75%
	CD	未済	近日解禁可能性あり	
金利デリバ	IRS	済	2006年: 人民元IRS取引開始 2008年: 人民元IRS全面解禁 2009年: NAFMIIマスターアグリーメント制定	年間取引高: 2.7兆元(2011年、前年比+78.4%)、顧客と取引するためには債券マーケットメーカーの資格要
	FRA	済	2007年11月: 人民元FRA取引開始	
	金先	未済	現時点で解禁に向けたアナウンスなし	
	国債先物	未済	近日中に解禁可能性あり(トライマーケット行の試験開始)	
	金利オプション	未済	近日中に解禁可能性あり	
債券	CP	済	2005年: 企業短期債券(中国版CP)導入	年間発行額: 5,191億元(2011年)
	社債	済	2007年: 会社債券発行施行弁法の発表・実施を受け解禁	企業債年間発行額: 2,873億元(2011年)
	MTN	済	2008年4月: 企業債発行手続き簡略化を受け現形式で発行開始	年間発行額: 7,270億元(2011年)
	金融債	済	2005年: 金融債発行条例発布 2009年: 発行手続き簡略化され登録性に	年間発行額: 2.4兆元(2011年)、うち2兆元が政策性銀行による発行
	非居住者債(パンダ債)	済	2005年: 中国政府許可を受け国際金融公社(IFC)とアジア開発銀行(ADB)が初発行	2009年ADB以来発行なし
	ABS	済	2005年12月: CCBが最初の発行実施	2009年以降発行なし
為替	為替売買	済	2005年: 人民元為替改革、管理フロート制導入 2006年1月: マーケットメーカー制導入 2007年5月: PBOC基準値からの日中乖離幅を±0.3%→±0.5% 2010年6月: 実質的な米ドル固定からの移行発表	[2011年12月の1日平均取引高] SPOT: 24,776百万ドル 先物等デリバ: 17,447百万ドル
	為替先物	済	1997年1月: 銀行の顧客実需に基づく120日以内為替予約解禁 1999年4月: 最長期間を6ヶ月に伸長 2005年8月: 銀行間市場の先物為替取引解禁、外銀の取扱許可	為替持高に対しては、総合為替持高制度により取引制限あり。 2010年11月からは当日為替持高規制の強化あり
	通貨SWAP	済	2007年8月: インターバンク取引解禁 2011年3月: 顧客との取引解禁	
	通貨オプション	済	2011年4月: 条件付ながら顧客買の取引解禁	

(出所)各種資料より三菱東京UFJ銀行(中国)作成

【図表9】金融市場の対外開放

区分	商品	概要	規模等
証券投資	QFII制度	<ul style="list-style-type: none"> 2002年11月：外国人投資家による中国内証券市場への投資を認めるQFII制度導入 (Qualified Foreign Institutional Investors) 機関投資家が許可された運用枠の中で国内上場証券に投資可能 2011年12月：香港の中資系企業による人民元国内証券投資を認めるRQFII制度導入 	[2011年末QFII許可先110社、許可枠205億米ドル、ネット運用額161億米ドル、 [2012年1月末RQFII許可先21社、許可枠200億元(SAFE)]
	QDII制度	<ul style="list-style-type: none"> 2006年4月：中国内の金融機関による対外証券投資を解禁するQDII制度導入 (Qualified Domestic Institutional Investors) 運用対象は当初預金・債券限定されていたが、徐々に緩和され株式投資も取扱可 	[2011年末時点]許可対象：96社、許可枠：749億米ドル、ネット運用額：290億米ドル(SAFE)
送金	貿易取引	<ul style="list-style-type: none"> 2009年7月：「クロスボーダー貿易人民元決済施行管理弁法」公布、上海市含む5都市のパイロット企業と香港や一部アセアン国との人民元送金解禁 2010年6月：中国内対象地域を20の省・地区へ拡大と共に海外側の地域制限を撤廃 	2011年第4四半期人民元貿易取扱高：5,390億元
	資本取引	<ul style="list-style-type: none"> 2011年10月：海外から中国内に出資や資金貸付を人民元建てで行う際の手続き制定、実質的に資本項目の人民元建て送金可能に 	2011年合計：(ODI)201.5億元、(FDI)907.2億元
為替売買	直物	<ul style="list-style-type: none"> クロスボーダー人民元送金の開始に伴い、域外機構の口座を開設し決済を受け持つエージェント銀行は、PBOC承認額の範囲内でノストロ口座保有先と為替売買可 2011年6月：ホットマネー対策として、域外機構との為替売買は貨物貿易に限定すること、3か月以内に貿易送金で使われる場合のみ取引が可能とする形に規制強化あり 	※2011年6月の規制強化により、非貨物貿易目的で為替手当てが必要な取引はオンオフ間取引不可
	先物	<ul style="list-style-type: none"> 不可(CNH市場のみで取り扱い可) 上海国際金融センター化構想の計画で解禁可能性示唆 	
資金貸借	資金借入	<ul style="list-style-type: none"> オフショア(中国域外)からの資金調達は、外債枠の範囲内に抑制する必要あり。1年以内の残高ベース管理の短期枠と、年度発生額ベース管理の中長期枠の2種類存在 2012年度より、人民元建の中長期借入金も中長期枠として管理する方向 	[2011年9月末時点]外債枠：(短期)5,076億ドル、(中長期)1,895億ドル
	資金貸付	<ul style="list-style-type: none"> オフショア銀行(中国域外機構)への資金貸付は、ノストロ口座の開設先に対して、自前の前年度末の人民元預金残高の1%迄、最長1カ月迄可能 	

(出所)各種資料より三菱東京UFJ銀行(中国)作成

3. 日本における金融自由化から見る中国の今後の人民元改革

最後に、日本が過去経験した金融改革の歴史を振り返りながら、中国がこれから進める対外開放や金融制度の改革を見通したい。日本の金融改革の歴史については、相当に中国当局によって研究がされている模様で、今後日本の事例も参考にしながら対応が進むものと考えられる。

(1) 日本の金融自由化の動き

日本の金融自由化の動きであるが、大まかに言えば、1960年代に貿易の自由化⇒1970年代に資本の自由化⇒1980年代に金利の自由化、の流れで進められた。貿易の自由化が先行した理由としては、戦後の経済立て直しのためには物資の輸入が不可欠であったことが理由とされる。1960年には「貿易・為替自由化計画大綱」により、貿易為替の自由化に積極的に取り組むことが公表され、1964年に原則自由化が実現した。

一方、為替・資本取引に関しては、1950年に公布された「外資に関する法律」により、「原則禁止」の方針が暫く続いた。開放に向けた動きは1964年の資本自由化を原則とするOECDへの加盟に伴い、諸外国から圧力が高まったことがきっかけとなった。1967年に対内直接投資の自由化が開始され、1976年に同項目の全面自由化が実現。前後して、対外直接投資は1972年までに全面自由化となった。その間、国際的にはニクソンショック、オイルショック等が相次いで起こり、円為替もフロート制に移行されたものの、日本の金融当局は短期資金の激しい流出入による市場の不安定化を避けるべく、目まぐるしく為替管理・資本取引規制を発動することで対応した。代表的なものには、「非居住者自由円残高規制」「銀行の外債残高規制」「輸出前受金規制」等が挙げられる。結局、為替売買の実需原則が撤廃され資本取引が活発となるのは1979年の外為法改正まで時間を要し、完全自由化されるまでには更に20年の期間を要することとなった。

金利の自由化に関しては、1979年のCD市場の創設で自由化プロセスが開始され、1985年の

MMC 導入及び大口定期預金金利自由化を経て、1993年に定期預金金利、1994年に流動預金の完全自由化が実現した。金利の自由化は、資本や為替の自由化に較べると大きく遅れた訳であるが、背景には日本の金融行政における規制が影響したようである。そもそも戦後から高度成長期に掛けての日本の金融行政は、銀行と証券会社、長短金融、民間銀行と政府系金融機関が其々に分離され、金融制度には幾つもの垣根が存在した。同時期は、民間企業が恒常的に資金不足状態にあるなか、其々の金融機関は垣根に守られながら、限られた資金を安定的に供給することで国の経済発展に貢献した。然しながら日本経済が成熟の度を増し、経済全体でみると資金不足から資金余剰の主体に転換すると、業態垣根や預貸金利規制を施すことで資源配分の効率化を図ってきた金融制度の非効率性が顕在化し始めた。顧客の利便性を高めることが意識され始めるなか、様々な規制を排除し、金融機関の競争を促進していくべきとの考えが徐々に支配的となり、金融規制の緩和に繋がった。

(2) 中国の市場開放に対するインプリケーション

中国のこれまでの人民元開放、金融市場の改革の動きを振り返ると、貿易の自由化が先行している点は日本と同様であるが、資本・為替の自由化には相当慎重な姿勢で取り組んでいるように見える。既に制度として導入されている QDII や QFII の投資許容額が小額に留まることや、資本項目に関する域外機構との為替売買が禁止される等、依然として開放は極めて限定的と言える。

一方、金融市場の発展に向けた取組みは、商品の導入状況に見られるように、前向きな姿勢が窺える(図表8)。とりわけ国内のデリバティブや債券市場の発展に向けては積極的だ。今後も、上海国際金融センター化構想に見るように、国内金融市場の発展を後押しする動きは続きそうである。これは、日本における金融自由化の歴史の評価が、国内金融市場が成熟する前に資本の自由化を先行させたことで、潜在力と較べて円の取扱高が向上しなかった、との評価を意識しているのかもしれない。また、1997年に発生したアジア金融危機を目の当たりにし、国内金融市場が未整備なままで市場の自由化を進めることの危険性を強く感じているのかもしれない。

人民元の国際化を推進する際のデメリットとして広く認識されるのは、①国内のマクロ経済政策や金融政策の有効性の低下と、②海外の投機資金からの国内金融市場への攻撃を容易にすること、の2点である。国内金融市場が十分に発達した後に資本・為替の開放を進めれば、内外の資金移動が大きくなっても、金融政策の波及効果を通じてマクロ金融政策運営が機能する、との見立てから、中国当局は、漸次人民元の開放を進めつつ、金融市場の整備と発展を急いでいるものと考えられる。

【図表10】日中の為替・資本市場の自由化比較年表

日本		中国	
1960年	非居住者円勘定導入(対外決済への円使用容認)	2009年	国内5都市と香港等の人民元建貿易決済試行
1961年	居住者による海外での株式発行許可	1993年	青島ビールによる香港でのH株発行認可
1967年	対内証券投資の自由化開始	2002年	QFII制度の導入
1970年	非居住者による円建て債券(サムライ債)発行開始	2005年	非居住者による人民元建て債券(パンダ債)発行許可
1970年	対外証券投資の自由化開始	2006年	QDII制度導入
1971年	ニクソンショック、円の暫定的フロート制移行	2005年	人民元為替改革、通貨バスケット方式の管理フロート制移行
1972年	外貨集中制廃止		
1973年	円の完全変動相場制に移行		
1973年	東証外国株市場の創設	未定	上海証券取引所に国際版の創設検討中
1979年	外為法改正(資本取引の原則自由化)		
1979年	CD創設(金利の自由化)		
1984年	先物為替取引の実需原則撤廃		
1984年	円建て対外貸付の自由化		
1984年	円転規制の撤廃		
1984年	非居住者ユーロ円債発行	2007年	大陸系金融機関の香港人民元建債券発行を許可
1986年	東京オフショア市場(JOM)の創設		
1987年	CP創設	2005年	短期融資債券(CP)の導入
1996年	適債基準の撤廃		
1997年	外為法改正(資本取引の事後報告制)		

(出所)財務省委託調査、野村資本市場研究所(2009年)を参照・加筆

4. おわりに

2月23日の中国の現地新聞(「中国証券報」)は、中国人民銀行の調査統計司が「今は資本勘定開放のチャンス、3段階に区分しつつ10年かけて資本の自由化を成し遂げるべき」とする報告書を取り纏めたと報じた。また、同時に同司長は「金利・為替の自由化や人民元の国際化が十分に広がるまで慎重に待つのではなく、対外開放によるメリットにも目配せし、自由化に踏み出すタイミングを逃してはならない」と主張した。

これまで、人民元の国際化に関しては、中国政府高官からは「具体的な線表はない」との発言が繰り返されてきたが、最近になり今後の方向性を巡って様々に意見が飛び交い始めたようだ。貿易決済に占める人民元決済比率が高まるにつれ、今後更に当議論は盛り上がりを見せることとなろう。ただ、人民元の国際化は既に中国域外で大きな機運となっており、開放の動きを締め付けることは既に出来難いレベルに達しているとする。人民元国際化の最終フェーズは金利・為替の自由化であり、そこに至る年数や工程は現時点で予見しきれないが、今後もゆっくりとしたペースながらも、着実にその歩みを進めることは間違いないと見る。

以上

(2012年2月29日)

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行(中国) 環球金融市場部

E-mail: toshio_takada@cn.mufg.jp

TEL:+86-(21)-6888-1666 (内線)2961



華南ビジネス最前線～技術先進型企業認定

三菱東京UFJ銀行
香港支店 業務開発室長
西島 智

「華南ビジネス最前線」では、お客様からのご質問・ご相談が多い事項について、理論と実務の両方を踏まえながら、できるだけ分かりやすく解説します。第12回目となる今回は、「技術先進型企業認定」について取り上げることにします。

(ご質問例)

中国政府および主要都市が IT ビジネスに関するアウトソーシング事業をはじめとした技術先進企業の育成を支援するとともに数々の優遇措置を講じていると聞きました。華南の主要都市（深圳市・広州市）の状況を教えてください。

1. サービスアウトソーシングの潮流と中国

最近のITビジネスにおける裾野の広がりやコスト競争の中で、オンラインデータ処理や情報デジタル化など一般的なサービスをアウトソーシングすることが一般化し、中国をはじめとする新興国企業の参入と競争力の上昇に注目が集まっている。

サービスアウトソーシングの主な例として「深圳市サービスアウトソーシング発展を加速する若干の規定を配布する通知」（深府[2006]267号）ではソフトウェア設計・開発・運営・メンテナンス、金融・電信・物流・医療・法律・教育などの領域のシステム提供管理、財務管理、人的資源管理などのサービスが挙げられている。ご存知のように多くのIT分野エンジニア人材および企業が育ちつつある中国では、サービスアウトソーシングビジネスを手掛ける企業（以下、技術先進型企業）の誘致に注力している。2009年、国務院弁公庁は「サービスアウトソーシング産業の発展促進問題に関する国務院弁公庁の書面回答」（国弁函[2009]9号）を発表し、北京・天津・上海・重慶・大連・深圳・広州・武漢・ハルビン・成都・南京・西安・済南・杭州・合肥・南昌・長沙・大慶・蘇州・無錫の20都市をサービスアウトソーシングの「モデル都市」として選定した。その後2010年にアモイを追加して現在21都市がモデル都市となっている。これらの都市ではITビジネスに従事する企業、特にサービスアウトソーシング業を始めとした技術先進型企業を奨励し各市が積極的に支援・育成することとなった。同様に2009年以降、国家税務総局・商務部・財税務部・税関総署・人力資源社会保障部等の部門が相次いで公告を発表し政策・税収・人材育成・労働勤務制度等の面で優遇と便宜が図られている。優遇内容については図表1をご参照。

図表1:技術先進型企業に対する優遇例(概要)

項目	主な優遇内容
企業所得税	企業所得税率を15%に引き下げ。
	賃金賞与総額の8%を上限に企業所得税税引き前控除可。 8%を超過した部分は、以降の納税年度に繰越可。
営業税	オフショアサービスアウトソーシング業務の所得に対する営業税を免税。
関税	税関管理分類がB類以上のサービスアウトソーシング企業に対して、国際サービスアウトソーシング業務用の輸入貨物は保税監督管理を実施。(一定制限あり)
特別勤務時間	標準勤務時間制度を実行できないソフトウェア設計、技術研究開発などに対し、人力資源社会保障部門の批准を得て、特別勤務時間制度の実施を認める。また仕事の性質によって、一定の期間中連続作業が必要な従業員に対して、総合計算勤務時間制度を採用可能。
人材育成	企業が大卒以上の学歴を持つ従業員を採用し、且つ一年以上の労働契約を結ぶ場合、一名につき最高4,500元の資金を支援。
資格取得支援	CMI、GMM、PCMM、SAS70などの資格取得・維持・昇格に対して、毎年3件まで、1件につき最高50万円の資金を援助。

※本表は概要ですので詳細実務面は専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます
資料をもとに三菱東京UFJ銀行業務開発室作成

既に中国全土のサービスアウトソーシング企業は1万社を超え、その就業人数は200万人に達する。中国産業研究ネットによると、2010年のオフショアサービスアウトソーシングの実行金額は150億米ドル(約1兆1,500億円)で前年比50%増となっており、2012年には433億米ドル(約3兆3,300億円)に達するとの予想が発表されている。

広東省では深圳市と広州市が「モデル都市」に選定されており、2都市が進めている具体的政策についてご案内したい。

2. 深圳市の支援策

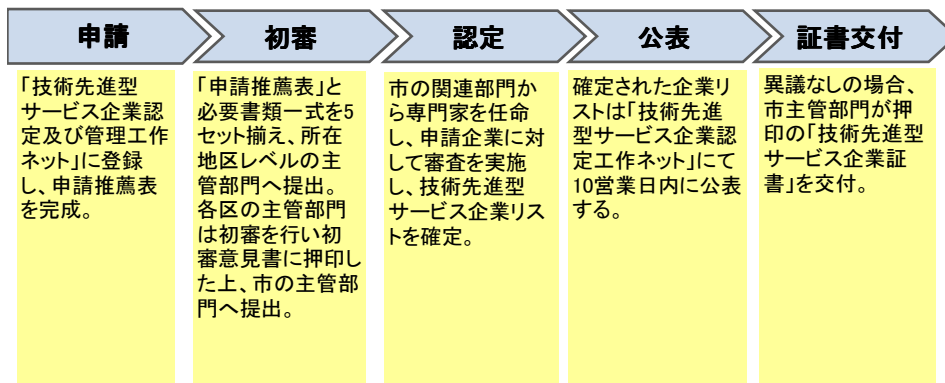
2011年7月11日、深圳市科技工貿情報化委員会は『『深圳市技術先進型サービス企業認定管理弁法』を配布する通知(深科工貿信服服字[2011]133号)を発表し、技術先進型企業に対する中央政府による優遇策と併せて深圳市独自の優遇策を含むと共に認定方法や手順、認定済み企業の監督管理方法などを定めた。認定された企業が享受できる主なメリットとして、①設立から5年以内の企業にオフショアサービスアウトソーシングによる営業収入に対する地方税納入部分の80%を技術研究開発及び建設資金として企業に還元すること、②当該企業の中国籍従業員が業務で海外に出張する場合、ビザ発行等の利便性を提供すること、③当該企業の外国籍従業員に対し優先的に居留許可証や数次有効のビザを発行しその家族の入出国・居住・教育の面にも便宜を図ることなどが挙げられる。当市では技術先進型企業の認定作業を年2回集中的に行っており、深圳市科技工貿和信息化委員会への聞き取りによると、2011年第1回認定作業では9社が技術先進型企業として認定され、本稿執筆時点で認定企業総数は45社となっている。深圳市の場合、申請企業は先ず所在地の区経済促進局または区経済サービス局に申請資料を提出して初審を受ける。その後で区レベルの主管部門が申請資料に初審意見を添えて市民センターの所定窓口へ提出することになる。認定企業には日系企業など外資系企業も多く含まれる。深圳市と広州市における申請条件および手順は類似しており、概略は図表2および図表3をご参照。

図表2: 技術先進型サービス企業認定のための主な条件(概要)

	以下の業務を行っていること
1	① ITアウトソーシング(IPO): ソフトウェア研究開発、情報技術研究等
	② ビジネスプロセスアウトソーシング(BPO): 企業業務工程設計、サプライチェーンマネージメント等
	③ ナレッジプロセスアウトソーシング(KPO): 情報など知的業務委託
2	法人資格を有し、登記場所及び生産経営場所が深セン市・広州市行政区域内にある居住者企業である
3	直近2年間、輸出入業務管理、税務管理、税収管理、外貨管理、税関管理等の方面において違法行為が無い
4	大卒以上従業員が総従業員の50%以上を占める
5	項目1の①~③の業務に従事し、その収入が企業当年・過去年度の総収入の50%以上を占める
6	オフショアアウトソーシング業務収入が企業当年・過去年度の総収入の50%を下回らない

※本図表は概要であり実際の認定申請に際しては専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます
資料をもとに三菱東京UFJ銀行香港支店業務開発室作成

図表3: 認定までの手順例(概要)



※本資料は概要であり実際の申請に際しましては専門家にご相談いただきますようお願いいたします
資料をもとに三菱東京UFJ銀行業務開発室作成

3. 広州市の支援策

2011年8月9日に広州市科技情報化局をはじめとする6部門が発表した『「広州市技術先進型サービス企業認定管理弁法」を配布する通知』(穗科信字[2011]168号)には、広州市技術先進型企業認定の条件や認定の手順、認定後の管理方法が盛り込まれ、広州市政府も中央政府の姿勢に倣って技術先進型企業を支援し育成していく方針であることが示された。企業が享受できるメリットとしては、①一定の条件を満たすサービスアウトソーシング企業に対して、大学卒業以上の学歴を持つ従業員を採用しその従業員と1年以上の労働契約を結んだ場合には国家の支援資金とは別に広東省の財政予算から1人につき3,000元の育成資金を支給すること、②省レベルのアウトソーシングトレーニングセンターの建設、教育コース開発、教材編集、講師育成などに対し最高300万円までを支給することなどが挙げられる。企業の認定については、広州市の場合年1回実施されており、認定を希望する企業は、一定の条件を満たしている場合は所在地の区(県)レベルの科技情報化局或いは広州高新区管理委員会に申請する。その後区(県)レベルの主管部門が企業から提出された申請書類に初審意見を添えて広州市高新技术企

業協会の指定窓口に提出する。広州市対外経済貿易局への聞き取りによると、本稿執筆時点で広州市当局によって認定済みの技術先進型企業は54社で、2011年第一回申請では17社が申請し認定企業には近隣香港などの大手金融機関向けにITアウトソーシングサービスを提供している企業などが含まれている。公開されている2010年の企業リストには、ITアウトソーシング(ITO)、ビジネスプロセスアウトソーシング(BPO)、そしてナレッジプロセス(KPO)を手掛ける企業が増えており、多様化の傾向が見られる。

4. まとめ

中国は「生産拠点」から「消費マーケット」への産業転換期を迎えている。華南地域では、12次5ヵ年計画における広東省・香港・マカオ経済一体化政策の下、先日新条例が発表された珠海市横琴新区をはじめ、深圳市前海深港現代サービス業協力区、広州市南沙新区などが現代サービス業を重点産業とする国家レベルの新区として積極的な開発・誘致を行っている。地理的に香港との融合が容易なこの地域を、経済・産業転換の新たな実験場と捉えていることが伺える。今回ご紹介した技術先進企業支援策も、深圳市および広州市の競争優位性を高めると共に更なるサービス産業の発展に寄与するもの。“きめ細かなサービス”を得意とする日系企業にとっても、これら優遇策を活用した中国内外へのビジネス展開が期待できよう。今後も華南地域のサービス業に対する新たな政策動向から目が離せない。

(本稿は香港の隔週誌香港ポスト2012年1月1日号掲載分に一部加筆したレポートである)

文章中の記載事項は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう宜しくお願い申し上げます。その他専門的知識に係る部分については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認下さい。

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室

住所：7F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email：Satoshi_Nishijima@hk.mufg.jp

TEL：852-2823-6991 FAX：852-2536-9107

日・中・英語対応が可能なチームにより、華南のお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。



税務会計:中国の税務

プライスウォーターハウスクーパース中国

税務について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

◆税務(担当:山崎 学)

Question :

『外商投資性公司に関する管理措置を更に改善することについての通達』(商資函[2011]1078号通達)が外国投資者及び外商投資性公司に与える税務上の影響について教えてください。

Answer :

2011年12月12日に商務部と国家外貨管理局が共同で、『外商投資性公司に関する管理措置を更に改善することについての通達』(商資函[2011]1078号通達)(以下「1078号通達」)を公表し、2011年3月29日に国家外貨管理局資本項目管理司が公布した『外商投資性公司の再投資に関する験資確認関連問題の操作指針に関する通知』(匯資函[2011]7号通達)(以下「7号通達」)の税務上の不利な影響を是正しました。

下記において、私共は上記通達の実施が外国投資者及び外商投資性公司に与える税務上の影響を分析し、私共の見解をご紹介させていただきます。

7号通達の要点及び不利な影響

国家外貨管理局が7号通達を公布した本来の目的は外商投資性公司が中国国内で稼得した人民元所得に対する監督を強化し、外商投資性公司が稼得した合法的な人民元所得で再投資する際の験資手続に詳細な指針を提供することにあります。しかしながら、同時に潜在的な税務上の影響ももたらしました。

- 中国国内で稼得した合法的な人民元所得の主要な構成項目の一つとしては、中国子会社への投資により得られた配当が該当します。当所得は外商投資性公司において利益剰余金として計上されています。7号通達では、中国子会社へ再投資する前に、国内所得を中国投資性公司の登録資本金に組み入れなければならない旨が規定されています。この場合、中国投資性公司は実質的に以下の2段階の手続を行っていると思なされることとなります。

(1) 外商投資性公司から外国投資者への(利益剰余金からの)配当(実際の現金の支払いは発生しない)

(2) 外国投資者が受け取った配当を持って外商投資性公司へ再投資(登録資本金の増加)

- よって、外国投資者及び外商投資性公司へ下記の潜在的な税務上の影響を与えました。

(1) 外商投資性公司から外国投資者へ利益剰余金を配当するとみなされること(いわゆる

「みなし配当」)により、外商投資性会社が中国企業所得税上の源泉徴収義務を有することになります。

(2) 7号通達が公布される前においては、外商投資性会社が外国投資者へ配当を実際にお金を送金しない限り、外国投資者が自国で配当を認識し、(日系企業の場合)法人税を納税する必要がありませんでした。しかしながら、7号通達の公布により、外国投資者が中国に外商投資性会社を保有することにより得られる、配当に課されるべき自国の法人税の課税を繰延べるといった税務上の優遇が失われることとなります。

1078号通達の要点

7号通達の新規定の内容をより明確にするとともに、7号通達の不利な税務上の影響を是正するため、商務部と国家外貨管理局が共同で1078号通達を公布し、外商投資性会社が中国で再投資する際の手続上の更なる詳細な指針及び必要書類を明確にしました。

- 外商投資性会社が中国国内で稼得した合法的な人民元所得(人民元利益、投資先行回収、清算所得、持分譲渡所得、減資による所得)を、所在地の外貨管理局の承認を経て、中国国内で直接再投資に用いることができます。
- 7号通達の規定を踏襲し、外商投資性会社の外国投資者が上述の所得を外商投資性会社への出資または当該投資性会社の増資に用いた後に国内投資を行うこともできる、と規定されています。

私共の見解

- 1078号通達において、外商投資性会社が中国国内で稼得した人民元合法的投資利益を中国国内で再投資する前に増資を強制的に行う必要がなくなりました。これにより外商投資性会社およびその外国投資者が7号通達によりもたらされた税務上の不利は軽減されることになりました。
- 1078号通達では、貿易活動による利益などの外商投資性会社が日常経営活動において稼得した営業利益については、「人民元合法的所得」に含まれていないため、その営業利益の取扱いについてはまだ不明確です。従いまして、技術的には7号通達の新規定は外商投資性会社の営業利益による再投資には依然として適用されるべきであるということになります。しかし7号通達の本来の目的は、国家外貨管理局が登録資本口座に対する管理によって、外商投資性会社が中国国内で稼得した合法的所得の再投資に対する監督管理を容易にすることにあつたため、国家外貨管理局と商務部が当該点について寛大な姿勢をとることが望まれます。外商投資性会社及びその外国投資者に税務上の不利な影響が及び、結果として中国における外商投資性会社の設立が抑制されるようなことを国家外貨管理局も商務部も期待しているとは思えません。

私共は当該問題について今後も継続的に注目し、更なる進展及び見解についてお伝えしていきます。

(執筆者連絡先)

プライスウォーターハウスクーパース中国
日本企業部統括責任パートナー 高橋忠利
中国上海市湖濱路 202 号普華永道中心 11 楼
Tel : 86+21-23233804
Fax : 86+21-23238800



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店 北京経済技術開発区出張所	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦24楼 北京市北京経済技術開発区崇華中路10号 亦城国際中心1号楼16階1603	86-10-6590-8888 86-10-5957-8000
天津支店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津国際大厦21楼 天津市天津経済技術開発区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大連支店 大連経済技術開発区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大厦11楼 大連市大連経済技術開発区金馬路138号 古耕国際商務大厦18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10楼	86-510-8521-1818
上海支店 上海虹橋出張所	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯豐大厦20階 上海市長寧区紅寶石路500号 東銀中心B棟22階	86-21-6888-1666 86-21-3209-2333
深圳支店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大厦 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888

三菱東京UFJ銀行

瀋陽駐在員事務所	遼寧省瀋陽市瀋河区悦賓街1号 方園大厦7階705号	86-24-2250-5599
香港支店	7F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6758
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-5252-1646（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0944（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際事業本部 貿易投資相談部

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。